多賀城市農業者物価高騰支援給付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高騰の影響を受けている農業者の安定的かつ持続的な農業生産を支援するとともに、農作物への価格転嫁を抑制して市民生活を支えるため、農業者に対して、予算の範囲内において給付金を交付するものとし、その交付に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和５０年多賀城市規則第１８号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業収入　次に掲げるいずれかの収入をいう。

ア　令和７年分所得税確定申告書に記載された農業収入金額をいう。

イ　令和７年分所得税確定申告書に記載された事業収入金額のうち、日本標準産業分類における農業に分類される事業により得た収入をいう。

(2) 認定農業者　農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条第１項又は第１３条の２第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

(3) 認定新規就農者　法第１４条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(4) 家族経営協定　農業経営の改善を図ることを目的として、農業者とその家族員との間で締結された、経営方針や役割分担等を取り決めた協定をいう。

（給付金の交付対象者）

第３条　この給付金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、生業として農業を営んでいる個人であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和７年の農業収入が５０万円以上である者

(2) 本市の認定農業者又は認定新規就農者である者

２　前項に規定する者のほか、前項第２号に準ずる者と市長が認める者については、交付対象者とする。

３　前２項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、交付対象者としない。

(1) 納税義務のある市税を滞納している者

(2) 暴力団（多賀城市暴力団排除条例（平成２４年多賀城市条例第３１号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第４号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者

(3) 法人及び集落営農組織

（給付金の額）

第４条　給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第１項第１号に該当する者　５万円

(2) 前条第１項第２号又は第２項に該当する者　５万円

２　交付対象者が前項各号のいずれにも該当する場合、給付金は、重複して交付するものとする。

３　前条第１項第２号又は第２項に規定する要件を満たす者が家族経営協定を締結している場合、第１項第２号による給付金は、代表者に対してのみ交付する。

（交付の申請）

第５条　規則第３条の規定による交付の申請は、多賀城市農業者物価高騰支援給付金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、市長が必要と認める書類を添えて、令和８年１２月２８日までに市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を多賀城市農業者物価高騰支援給付金交付決定通知書（様式第２号）又は多賀城市農業者物価高騰支援給付金不交付決定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第７条　市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

(3) その他給付金を交付することが適当でないと市長が認めるとき

2　市長は、前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第８条　市長は、給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を申請者に請求するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市産業部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２日から施行する。